

1月は固定資産税（償却資産）の申告期間です

固定資産税の償却資産とは土地・家屋以外で、事業のために使用する機械や設備などの資産のことをいいます。多久市内に償却資産を所有している人は、毎年1月1日現在の所有状況を申告していただく必要があります。（地方税法 第383条）

■申告する必要がある事業主

○一般企業のほかに、工業や商業、飲食店、医業、農業などの個人経営者も対象です。

■申告の対象となる資産

- 事業に使用する構築物や設備、機械、車両、備品や器具のほか、太陽光発電設備。
- 事業用資産の修繕・改良に要した費用。
- 耐用年数が過ぎていても、なお使用している資産。

■申告の必要がないもの

- 耐用年数が1年未満の資産。
- 取得金額が10万円未満の資産で、確定申告で償却資産として計上しないもの。
- 取得金額が20万円未満の資産で、確定申告で一括償却資産として3年均等償却しているもの。

○家屋として固定資産税が課税されているもの。

○リース（賃貸）により使用しているもの。

○自動車税または、軽自動車税が課税されているもの。

○多久市以外の市町村に有するもの。

（その資産が所在する市町村に申告してください）

申告の期限 平成28年 2月 1 日(月)

申告された資産の評価額の合計が150万円以上の場合に、平成28年度の固定資産税が課税されます。

※昨年申告された人には、申告用の書類を郵送します。今回初めて申告される人は、税務課までお問い合わせください。



土地の利用状況を変更した場合は税務課に連絡ください！

土地の利用状況を変更（太陽光発電施設用地に変更等）した場合や、課税地目と現況地目に違いがある場合は税務課に連絡ください。

▶お問い合わせ 税務課 資産税係 ☎75-2176

information 建設課

～平成28年度～

市営住宅の入居予備者を募集します

●募集団地

別府団地・東多久駅前団地・中多久駅前改良住宅
砂原団地・梅木団地・多久ステーション南ハイツ

●資料配布期間

日時 平成28年1月4日(月)～29日(金)
8時30分～17時15分
(土・日・祝日を除きます)

●申込受付期間

日時 平成28年1月12日(火)～29日(金)
8時30分～17時15分
(土・日を除きます)

●入居予備者抽選会

日時 平成28年2月13日(土) 10時～
会場 多久市まちづくり交流センター
『あいぱれっと』

▼問い合わせ・申し込み

建設課 建築住宅係 ☎75-4826

information

～平成28年度～

県営住宅の入居予備者を募集します

●募集団地

北多久団地

●資料配布期間

日時 平成28年2月1日(月)～10日(水)
9時～18時

●申込受付期間

日時 平成28年2月4日(木)～10日(水)
9時～18時
7日(土)は受付けます。8日(日)は受付けません。

▼問い合わせ・申し込み

佐賀市八丁畷町8番1号 (佐賀総合庁舎別館)

佐賀県営住宅指定管理者

佐賀県営住宅指定管理者

☎20-2500

*県営住宅の申込書は、市役所の建設課でも配布していますが、申込書の受付はできません。建設課での配布は8時30分から17時15分までです。(土・日・祝日を除きます。)

